

別紙

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、退社した時期に応じて、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- (1) 入社日以後1ヶ月以内の場合には、サービス利用料の70%を返還するものとする
- (2) 入社日以後1ヶ月を超え2ヶ月以内の場合には、サービス利用料の30%を返還するものとする
- (3) 入社日以後2ヶ月を超え3ヶ月以内の場合には、サービス利用料の15%を返還するものとする

有料職業紹介事業許可番号 / 23-ユ-302572

株式会社外国人登録支援協会
代表取締役 羽佐田 篤史